

各 位

利用者負担コストゼロの民間による法律扶助システム 「トラブル発生後に入れる弁護士保険」

~事後型弁護士保険と一体で提供する融資・立替サービスの開始~

GFA株式会社(代表取締役 片田朋希、以下、「当社」といいます。)は、ブレイブ少額短期保険株式会社(代表取締役 梅溪映、以下、「ブレイブ社」といいます。)が開発した日本で初めての事後型弁護士保険「トラブル発生後に入れる弁護士保険(仮)※」と、一体で提供する融資・立替サービスを提供することとなりましたのでお知らせいたします。

今後、ブレイブ社及びお客様の窓口となる多くの弁護士と連携し、「費用の問題で訴訟等を断念していた方々」に対してサービス提供をいたします。 ※商品の名称は、変わることがあります。

「トラブル発生後に入れる弁護士保険」とは?



※関東財務局長(少額短期保険)第110号

ブレイブ社は日本で初めての保険として「トラブルが発生後に入れる弁護士保険」の販売を行っております。

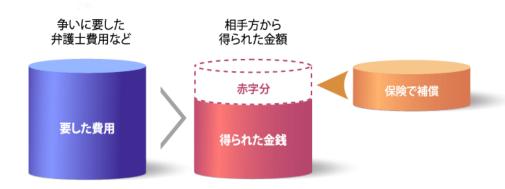
この保険は、弁護士に依頼し争いを行ったものの、期待した資金が得られなかった場合に、 得られた資金と弁護士費用等との差額(赤字)を補償する保険です。

事前に保険をかけておく、いわゆる「事前型の保険」は他社でも販売されておりますが、 事後型の弁護士保険は過去に事例がないものですが、ブレイブ社が少額短期保険業者として登録され、この度、保険商品として取り扱いが可能となりました。

当社は、この保険商品と一体となる融資・立替サービスとして、弁護士に依頼する際の弁護士費用等の初期費用の融資・立替を行います。これによって、お客様は自己資金を使うことなく、赤字になってしまうリスクが補償され、費用面等で困ることなく弁護士に依頼することが可能になります。

これは、民間企業による新しい法律扶助システムとも言え、日本初の試みとなります。

~「<mark>保険」と「融資・立替サービス」による新しい法律扶助システムの仕組み~</mark> 【トラブル発生後に入れる弁護士保険の補償イメージ】



■弁護士への依頼による争いの開始

弁護士に依頼する際には、依頼時に着手金を支払うこととなりますが、この保険商品に ご加入いただいた方は、弁護士と委任契約を結ぶことで発生する弁護士に支払う着手金支 払の時点で、当社による融資・立替を受けることができ、<u>ご自身で資金を用意することな</u> く、弁護士に依頼することができます。これによって、実質の費用負担なく弁護士に依頼 することが可能となるため、これまで費用の問題で断念されていた方々が、泣き寝入りせ ずに正当な訴えを主張できるようになります。

- 保険利用・・・・敗訴の場合や赤字の場合、赤字分を保険で補償
- 対象者・・・・・個人及び法人どちらも対象

■裁判や示談による争いの終結後

争いの終結後に得られる手取金が確定するとともに、弁護士費用も確定します。 お客様は、融資・立替金を「裁判や示談等により相手方から得られた金銭」、もしく は、「ブレイブ社から支払われる保険金」によって、下記の3パターンで精算することと なります。

- ①裁判や示談により相手方から十分な金額が得られた場合(完全勝訴などの場合)
- ➡ 相手方からの手取金により立て替えた弁護士費用等を精算
- ②訴えの一部が認められるなどして、一部の手取金を得られた場合(一部勝訴の場合)
- ➡ 相手方から得られた金銭と、費用との『差額』を補償する保険で精算
- ③訴えが認められず、手取金が得られなかった場合
- ⇒ 立て替えた弁護士費用等の赤字分を補償する保険で精算

つまり、ブレイブ社の保険と当社による融資・立替が一体となった新しい法律扶助シス テムの利用により、お客様は、自己資金不要で、赤字になるリスクなしに、弁護士に依頼 することが可能となります。

■販売開始時期:2023年11月1日(予定)

※「トラブル発生後に入れる弁護士保険」は弁護士保険という性質上、ブレイブ社のサービスに登録済みの弁護士が窓口となり、お客様が相談する際に、利用申し込みが可能な保険商品です。

※登録弁護士については、ブレイブ社のホームページ等で今後掲載予定です。

■販売目標数:2024年度お申し込み件数1,000件

当社及びブレイブ社は年間の申し込み件数として 2024 年度 **1,000 件**を目指し、協業して 事業推進致します。

「トラブル発生後に入れる弁護士保険」のサービスに関するお問い合わせ

ブレイブ少額短期保険株式会社

事業企画部

TEL: 03-6810-7725

融資・立替サービスに関するお問い合わせ

GFA株式会社

新事業推進室

TEL: 03-6432-9140

以上